

平成29年司法試験結果に対する会長声明

第1 声明の趣旨

- 1 当会は、平成29年司法試験合格者数の決定にあたり「1500人程度」という政策上の人数確保ありきで「質の確保」という大前提が遵守されなかったのではないかとの疑義を表明する。
- 2 当会は政府に対し、法曹の魅力を取り戻し、法曹の質を確保するため、司法試験合格者数について直ちに見直し、年間合格者数を1000人以下とするように求める。
- 3 当会は政府に対し、司法試験につき、予備試験合格者数を不当に制限しないことを求める。

第2 声明の理由

- 1 本年9月12日、平成29年司法試験結果が発表された。本年の受験者数は5967人と昨年の6899人より932人減少し、また、本年の合格者数は1543人と昨年の1583人から40人減少した。

昨年より受験者が大幅に減少しているにもかかわらず、合格者数はほぼ昨年並みとされた結果、受験者全体に占める合格者の割合は昨年22.9%、本年25.9%と上昇した。平成27年6月30日の法曹養成制度改革推進会議では、司法試験合格者について、当面「1500人程度」は輩出されるよう必要な取組を進めるとされた一方、輩出される法曹の「質の確保」が大前提とされていたところ、本年の合格者数決定にあたり「1500人程度」という政策上の人数確保ありきで法曹の「質の確保」という大前提が遵守されなかったのではないかとの疑義がある。当会は平成23年2月の総会で司法試験合格者数を1000人以下にすることを求める決議をしているが、人数は勿論のこと、昨年より受験者が大幅に減少した中での合格率増加は、司法試験の選抜機能を損なわせ、法曹の質の低下を招く危険性が高く、極めて遺憾である。

- 2 平成19年から平成25年まで毎年2000人を超える司法試験合格者を輩

出し続けた結果、司法修習を修了したものの12月の一括登録時点で弁護士登録せず、裁判官、検察官にもなっていない者（以下、「未登録者」という。）が急増し、平成23年から昨年まで400人以上、昨年の司法修習修了者に占める未登録者の割合は25.8%という状況である。

新人弁護士の給与水準の低下、固定給のない採用形態（ノキ弁）や司法修習修了後の即時独立（即独）が増加するなど、新人弁護士の苦境が報道されるようになって久しいが、各種統計上、弁護士全体の収入も大幅な減少傾向にあり、問題は新人のみに留まらない。

弁護士の職業としての魅力は年々確実に、かつ急速に失われているといえるが、その結果、法科大学院適性試験受験者が、平成23年7249人、同24年5967人、同25年4945人、同26年4091人、同27年3621人、同28年3286人、本年3086人と減少の一途を辿り、適性試験が開始された平成15年に比べ10分の1以下にまで激減しているように、有為な人材が法曹界を敬遠する傾向に歯止めがきかなくなった。優れた人材が供給されず、就職難、弁護士登録後のOJT環境も厳しいとなれば、弁護士の質の低下は必至である。

また、弁護士は基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としている（弁護士法第1条）。行き過ぎた弁護士増加は、権力と闘いその使命を果たすための前提となる弁護士活動の基盤と弁護士自治を破壊する。弁護士の過当競争は、基本的人権擁護機能を低下させる結果を招来する。弁護士の使命への無理解により、最終的に不利益を被るのは国民である。

このような数々の悪影響は、司法制度改革による急激かつ大幅な合格者増員政策に起因するものであり、既に弁護士過剰の現状において、早急かつ大幅な司法試験合格者の減少が不可欠である。よって、引き続き当会は政府に対し、司法試験合格者数を1000人以下とするよう求める。

- 3 一方、法科大学院を卒業しないで司法試験受験資格を得た予備試験合格者の司法試験合格率を見ると、平成24年は受験者85人中合格者58人で68.2%、同25年は受験者167人中合格者120人で71.9%、同26年は受験者2

44人中合格者163人で66.8%、同27年は受験者301人中合格者186人で61.8%、同28年は受験者382人中合格者235人で61.5%、本年は受験者400人中合格者290人で72.5%であり、これは法科大学院修了者の合格率が平成24年24.6%、同25年26.8%、同26年21.2%、同27年21.6%、同28年20.7%、本年22.5%であることに比べて遙かに高い数値である。

平成20年3月25日の閣議決定が「予備試験合格者数について、…予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的配慮を行う」としていることに鑑みると、予備試験合格の水準が不当に高く設定され、予備試験合格者数が不当に制限されてきたことは明らかである。

予備試験合格者数は、平成23年116人、同24年219人、同25年351人と漸増させてきたものの、平成26年は356人、同27年は394人、同28年は405人と近年は微増にとどまっている。本年の結果はまだ出ていないが、本年以降の予備試験合格者数を相当大幅に増加させなければ、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合の不均衡は是正できない。

以上より、当会は引き続き政府に対し、予備試験合格者数を不当に制限することのないよう求めるものである。

以上

平成29年9月13日

千葉県弁護士会
会長 及川

